

【6月13日時点】

栗原地域移住定住促進地域連携業務委託に係る質問に対する回答

No.	質問内容	回答
1	<p>仕様書2(2) 栗原地域の暮らしの魅力や住みやすさを感じることができる事業の実施</p> <p>「例：地域在住の専門家を講師としたワークショップ」に関し、「地域」とは栗原市内在住者に限るのでしょうか。仙台市などの県内や隣県の在住者でもよろしいでしょうか。</p>	<p>・仕様書2(2)では、市外から移住された方や移住希望の方と、地域に住む方々との交流を目的としているため、交流できる事業内容であれば講師を栗原市内在住者に限るものではありません。</p>
2	<p>募集要領(別紙1) 本事業の対象経費等について</p> <p>・事業の参加者に対して支払う交通費は経費として認められるか。</p>	<p>・募集要領(別紙1) 本事業の対象経費等1(5)は、事業受注者が出張で使用する交通費や講師に支払う交通費を対象としているものであり、事業の参加者に対する交通費の支払いについては対象としておりません。</p>